

令和5年8月24日

令和5年第4回  
恵那市議会定例会議案



# 恵那市民憲章

わたくしたち恵那市民は

- 一 仕事にはげみ 豊かなまちをつくりましょう
- 一 自然を愛し 美しいまちをつくりましょう
- 一 教養をたかめ 文化のまちをつくりましょう
- 一 きまりを守り 住みよいまちをつくりましょう
- 一 お互いに助け合い 明るいまちをつくりましょう

## 目 次

承第 5号	専決処分の承認について（専第10号 令和5年度恵那市一般会計補正予算（第4号））	別冊
認第 1号	令和4年度恵那市一般会計歳入歳出決算の認定について	5
認第 2号	令和4年度恵那市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	5
認第 3号	令和4年度恵那市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	6
認第 4号	令和4年度恵那市遠山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	6
認第 5号	令和4年度恵那市上財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	7
認第 6号	令和4年度恵那市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	7
認第 7号	令和4年度恵那市水道事業会計決算の認定について	8
認第 8号	令和4年度恵那市病院事業会計決算の認定について	8
議第51号	令和4年度恵那市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	9
議第52号	令和4年度恵那市国民健康保険診療所事業会計利益の処分及び決算の認定について	11
議第53号	恵那市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について	13
議第54号	恵那市職員の給与に関する条例の一部改正について	15
議第55号	恵那市景観条例の一部改正について	17
議第56号	恵那市太陽光発電設備設置に関する条例の一部改正について	21
議第57号	恵那市火災予防条例の一部改正について	23
議第58号	恵那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	27
議第59号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	29
議第60号	人権擁護委員の候補者の推薦について	31
議第61号	人権擁護委員の候補者の推薦について	33

議第62号	人権擁護委員の候補者の推薦について	35
議第63号	人権擁護委員の候補者の推薦について	37
議第64号	人権擁護委員の候補者の推薦について	39
議第65号	人権擁護委員の候補者の推薦について	41
議第66号	令和5年度恵那市一般会計補正予算(第5号)	別冊
議第67号	令和5年度恵那市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号)	別冊
議第68号	令和5年度恵那市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	別冊
議第69号	令和5年度恵那市遠山財産区特別会計補正予算(第1号)	別冊
議第70号	令和5年度恵那市上財産区特別会計補正予算(第1号)	別冊
議第71号	令和5年度恵那市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	別冊
議第72号	令和5年度恵那市国民健康保険診療所事業会計補正予算 (第1号)	別冊

認第 1号

令和4年度恵那市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり令和4年度恵那市一般会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月24日提出

恵那市長 小坂 喬峰

---

認第 2号

令和4年度恵那市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり令和4年度恵那市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月24日提出

恵那市長 小坂 喬峰

認第 3号

令和4年度恵那市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり令和4年度恵那市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月24日提出

恵那市長 小坂 喬峰

---

認第 4号

令和4年度恵那市遠山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり令和4年度恵那市遠山財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月24日提出

恵那市長 小坂 喬峰

認第 5号

令和4年度恵那市上財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり令和4年度恵那市上財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月24日提出

恵那市長 小坂 喬峰

---

認第 6号

令和4年度恵那市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり令和4年度恵那市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月24日提出

恵那市長 小坂 喬峰

認第 7号

令和4年度恵那市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、別冊のとおり令和4年度恵那市水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月24日提出

恵那市長 小坂 喬峰

---

認第 8号

令和4年度恵那市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、別冊のとおり令和4年度恵那市病院事業会計決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月24日提出

恵那市長 小坂 喬峰

議第51号

令和4年度恵那市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

- 1 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定により、令和4年度恵那市下水道事業会計未処分利益剰余金13,966,330円を建設改良積立金に積み立てる。
- 2 同法第30条第4項の規定により、別冊のとおり令和4年度恵那市下水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月24日提出

恵那市長 小坂 喬峰



議第 5 2 号

令和 4 年度恵那市国民健康保険診療所事業会計利益の処分及び決算の認定について

- 1 地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 32 条第 2 項の規定により、令和 4 年度恵那市国民健康保険診療所事業会計未処分利益剰余金 128,216,867 円のうち 400,000 円を減債積立金に積み立て、残余を繰り越すものとする。
- 2 同法第 30 条第 4 項の規定により、別冊のとおり令和 4 年度恵那市国民健康保険診療所事業会計決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 8 月 24 日提出

恵那市長 小坂 喬峰



議第53号

恵那市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について

恵那市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和5年8月24日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

市長及び副市長の給与月額を改めるため、この条例を定める。

## 恵那市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

恵那市常勤の特別職職員の給与に関する条例（平成 16 年恵那市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

附則第 17 項を附則第 19 項とし、附則第 11 項から附則第 16 項までを 2 項ずつ繰り下げ、附則第 10 項を附則第 11 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

12 第 3 条の規定にかかわらず、令和 5 年 10 月 1 日から令和 5 年 10 月 31 日までの間、副市長の給料月額は、480,900 円とする。

附則第 9 項を附則第 10 項とし、附則第 8 項を附則第 9 項とし、附則第 7 項を附則第 8 項とし、附則第 6 項の次に次の 1 項を加える。

7 第 3 条の規定にかかわらず、令和 5 年 10 月 1 日から令和 5 年 10 月 31 日までの間、市長の給料月額は、560,000 円とする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第54号

恵那市職員の給与に関する条例の一部改正について

恵那市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和5年8月24日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、派遣手当の名称を改めるなど所要の改正をするため、この条例を定める。

## 恵那市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

恵那市職員の給与に関する条例（平成 16 年恵那市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第 26 条第 3 項中「第 44 条に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置」を「第 26 条の 8 に規定する特定新型インフルエンザ等対策」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第 28 条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

### 附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 14 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

議第 5 5 号

恵那市景観条例の一部改正について

恵那市景観条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 5 年 8 月 2 4 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

景観計画区域内における行為の届出、勧告等の適用の対象に太陽光発電設備を加えるなど所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市景観条例の一部を改正する条例

恵那市景観条例(平成24年恵那市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次の1号を加える。

- (5) 太陽光発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、太陽光を同条第3項に規定する再生可能エネルギー源とし、土地に自立するものをいう。

第25条第2項第6号ウ中「工作物」の次に「及び太陽光発電設備」を加え、同条第6項中「すべて」を「全て」に改める。

第26条中「景観形成住民協定の」を削り、「当該」を「前条第4項の規定により認定された」に改める。

第28条中「景観形成住民協定の代表者は、当該」を「代表者は、第25条第4項の規定により認定された」に改める。

「

別表中	新設、増築、改築若しくは移転、外観の過半を変更すること	規模基準	高さ15m以上 擁壁、さく、塀の類については、高さが2mかつ見附面積が50㎡を超えるもの
	となる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。ただし、工事に必要な仮設のものとは除く。	色彩基準	建築物の建築等と同様

」

「

を	新設、増築、改築若しくは移転、外観の過半を変更すること	規模基準	高さ10m以上 擁壁、さく、塀の類については、高さが2mかつ見附面積が50㎡を超えるもの	に

」

となる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。 ただし、工事に必要な仮設のもの及び太陽光発電設備は除く。	色彩 基準	建築物の建築等と同様
太陽光発電設備の新設、増築、改築若しくは外観の過半を変更することとなる修繕又は再配置	規模 基準	高さ 10m以上又は事業面積が 1,000 m <sup>2</sup> 以上のもの

」

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の恵那市景観条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に景観法(平成16年法律第110号)第16条第1項の規定によりされた届出について適用し、同日前にされた届出については、なお従前の例による。



議第 56 号

恵那市太陽光発電設備設置に関する条例の一部改正について

恵那市太陽光発電設備設置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 5 年 8 月 24 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

事業者には太陽光発電設備設置に伴う良好な景観を損なう事業を防止する責務を課し、及び事業者と共同の関係にあると認められる者を条例の適用の対象とするなど所要の改正をするため、この条例を定める。

## 恵那市太陽光発電設備設置に関する条例の一部を改正する条例

恵那市太陽光発電設備設置に関する条例（平成 30 年恵那市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「や」を「及び」に改め、「保全及び」の次に「周辺の景観との調和並びに」を加える。

第 2 条第 1 号中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に、「第 2 条第 3 項」を「第 2 条第 2 項」に改め、「太陽光を」の次に「同条第 3 項に規定する」を加え、同条第 3 号中「行う者」の次に「及び共同の関係にあると認められる者」を加える。

第 4 条中「の防止と」を「を防止し、及び良好な景観を損なうおそれのある事業を防止し、並びに」に改め、「ならない。」の次に「この場合において、」を加える。

第 13 条第 2 項中「設置された太陽光発電設備の状況について確認を行うものとする」を「この条例の施行のため必要な限度において、事業者に対し、担当市職員をして事業区域内に立ち入らせ、太陽光発電設備の状況の確認を実施するよう指示することができる」に改める。

第 20 条を第 21 条とし、第 19 条の次に次の 1 条を加える。

（書類の閲覧）

第 20 条 市長は、この条例に係る書類の閲覧請求があったときは、事業者、土地所有者又は第三者の権利を侵害するおそれがないと認められる範囲内でこれを閲覧させることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条第 2 項及び第 20 条を第 21 条とし、第 19 条の次に 1 条を加える改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の恵那市太陽光発電設備設置に関する条例第 13 条第 2 項及び第 20 条の規定は、この条例の施行の日以後に同条例第 7 条の規定によりされた届出について適用し、同日前にされた届出については、なお従前の例による。

議第 5 7 号

恵那市火災予防条例の一部改正について

恵那市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 5 年 8 月 2 4 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、蓄電池設備の基準を改めるなど所要の改正をするため、この条例を定める。

## 恵那市火災予防条例の一部を改正する条例

恵那市火災予防条例（平成16年恵那市条例第209号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第3の2号中「キュービクル式のものにあつては、」を削り、同号を第3号の2とし、第3の3号を第3号の3とする。

第10条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。

第12条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第12条第3項を次のように改める。

- 3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第12条第4項中「、第9号及び第2項並びに本条第1項」を「及び第9号並びに第10条の2第1項第4号」に改める。

第17条第1項第9の2号を第9号の2とする。

第43条中第3の2号を第3号の2とし、第7の2号を第7号の2とし、第8の2号を第8号の2とし、同条第13号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

「

使用温度が800℃以上のも	—	250	200	300	200
---------------	---	-----	-----	-----	-----

別表第1中	上記に分類されな いもの	使用温度が300℃以上 800℃未満のもの	—	150	100	200	100
		使用温度が300℃未 満のもの	—	100	50	100	50

」

「

を	固 体 燃 料	不燃 以外	木炭を燃 料とする もの	炭火焼き器	—	100	50	50	50
		不燃	木炭を燃 料とする もの	炭火焼き器	—	80	30	—	30
	上記に分 類されな いもの	使用温度が800℃以 上のもの		—	250	200	300	200	
		使用温度が300℃以 上800℃未満のもの		—	150	100	200	100	
		使用温度が300℃未 満のもの		—	100	50	100	50	

に改め

」

る。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和6年1月1日から施行する。  
(経過措置)
- この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の恵那市火災予防条例(以下「新条例」という。)第12条第1項に規定する蓄電池設備(附則第4項に掲げるものを除く。)(以下この項において「燃料電池発電設備等」という。)又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第10条第1項第3号の2(新条例第7条の3第1項及び第3項、第10条第3項、第11条

第2項及び第3項並びに第12条第2項及び第4項において準用する場合を含む。)の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第12条第1項に規定する蓄電池設備(次項に掲げるものを除く。)のうち、同条第1項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新条例第12条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

議第 58 号

恵那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部改正について

恵那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め  
る条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 5 年 8 月 24 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律並  
びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援  
施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をするため、この条例  
を定める。

恵那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例

恵那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年恵那市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第48条中「利用定員の定員」を「利用定員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 59 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により、別冊のとおり辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて、議会の議決を求める。

令和 5 年 8 月 24 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

（提案理由）

辺地における公共的施設の整備に対する財政上の特別措置を受けるため、辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて、議会の議決を求める。



議第60号

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を法務大臣に対し、人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和5年8月24日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市  
氏 名 田口 容子  
生年月日

（提案理由）

現委員である田口容子氏の任期満了に伴い、再び同氏を人権擁護委員に推薦することについて、議会の意見を求める。



議第61号

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を法務大臣に対し、人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和5年8月24日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市  
氏 名 宮地 計雅  
生年月日

（提案理由）

現委員である宮地計雅氏の任期満了に伴い、再び同氏を人権擁護委員に推薦することについて、議会の意見を求める。



議第62号

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を法務大臣に対し、人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和5年8月24日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市  
氏 名 遠藤 文子  
生年月日

（提案理由）

現委員である遠藤文子氏の任期満了に伴い、再び同氏を人権擁護委員に推薦することについて、議会の意見を求める。



議第63号

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を法務大臣に対し、人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和5年8月24日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市  
氏 名 山田 敏之  
生年月日

（提案理由）

現委員である山田敏之氏の任期満了に伴い、再び同氏を人権擁護委員に推薦することについて、議会の意見を求める。



議第64号

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を法務大臣に対し、人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和5年8月24日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市  
氏 名 古川 正美  
生年月日

（提案理由）

現委員である古川正美氏の任期満了に伴い、再び同氏を人権擁護委員に推薦することについて、議会の意見を求める。



議第65号

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を法務大臣に対し、人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和5年8月24日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市  
氏 名 塚田 益巳  
生年月日

（提案理由）

現委員である塚田益巳氏の任期満了に伴い、再び同氏を人権擁護委員に推薦することについて、議会の意見を求める。



